

相談支援従事者（相談支援専門員）の更新期限について

- 相談支援専門員の資格は、更新制度となっています。資格を継続するためには、初任者研修を終了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります。
- 初任者研修終了年度別の更新期限は、下記のとおりです。
- ご自身の初任者研修修了年度の行で、更新期限をご確認ください。

	初任者研修 修了年度	現任研修 1 回目	現任研修 2 回目	現任研修 3 回目
※ 1	平成18年度	～平成23年度	～平成28年度	～令和3年度
	平成19年度	～平成24年度	～平成29年度	～令和4年度
	平成20年度	～平成25年度	～平成30年度	～令和5年度
	平成21年度	～平成26年度	令和元年度	～令和6年度
	平成22年度	～平成27年度	～令和2年度	～令和7年度
※ 2	平成23年度	～平成28年度	～令和3年度	～令和8年度
	平成24年度	～平成29年度	～令和4年度	～令和9年度
	平成25年度	～平成30年度	～令和5年度	～令和10年度
	平成26年度	令和元年度	～令和6年度	～令和11年度
	平成27年度	～令和2年度	～令和7年度	～令和12年度
※ 3	平成28年度	～令和3年度	～令和8年度	～令和13年度
	平成29年度	～令和4年度	～令和9年度	～令和14年度
	平成30年度	～令和5年度	～令和10年度	～令和15年度
	令和元年度	～令和6年度	～令和11年度	～令和16年度
	令和 2 年度	～令和7年度	～令和12年度	～令和17年度

- ※ 1 平成18年度に「相談支援従事者初任者研修」を受講し、その後「相談支援従事者現任研修」の2回目まで修了している方で、令和2年度末までに「相談支援従事者現任研修」の3回目を修了しておらず、令和3年度中に「相談支援従事者現任研修」の3回目を受講しない場合は、相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。

- ※2 平成23年度に「相談支援従事者初任者研修」を受講し、その後「相談支援従事者現任研修」の1回目を修了した方で、令和2年度末までに「相談支援従事者現任研修」の2回目を修了しておらず、令和3年度中に「相談支援従事者現任研修」の2回目を受講しない場合は、相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。
- ※3 平成28年度に「相談支援従事者初任者研修」を受講し、令和2年度末までに「相談支援従事者現任研修」を修了しておらず、令和3年度中に「相談支援従事者現任研修」を受講しない場合は、相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。
- ※4 令和2年度愛知県相談支援従事者現任研修の開催中止に伴い、令和2年2月3日付け2障福第2781号で資格の延長が認められた方は、令和3年度中に「相談支援従事者現任研修」を受講しない場合は、相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。
(相談支援従事者主任研修を修了した場合でも、資格を更新できますが、令和3年度の主任研修の開催の有無は未定であり、受講決定する保証もできませんので、その点御留意ください。)